## 設計価格、調査基準価格及び最低制限価格を 算定する際の端数処理の規定が変わります!

## 1 要旨

工事又は業務における設計価格や、低入札価格調査基準価格等を算定する際の 端数処理は、消費税相当額を加算する前の段階で、これまで千円単位で行ってい ましたが、今後、1万円単位に変更します。

この結果、消費税相当額を含む金額は、千円単位になります。

(例)

工 事 価 格 (消費税抜き) (旧) 5,225,000 円 (千円単位)  $\Rightarrow$  (新) 5,220,000 円 (1万円単位) 請負工事費 (消費税込み) (旧) 5,747,500円 (百円単位)  $\Rightarrow$  (新) 5,742,000円 (千円単位)

## 2 改定内容

○ 工事価格及び業務価格(※1)

令和2年4月期以降に設計積算するもの(※2)から、端数処理の単位を1万円とします。

- (※1)請負工事費等の算定に当たり、消費税相当額を加算する前の段階の価格
- (※2)建築設計等委託料算定基準による業務価格のみ、令和2年4月1日以降に入札公告 又は指名通知を行うもの

(※3)低入札価格調査基準価格等の算定に当たり、消費税相当額を加算する前の段階の価格

## 3 留意事項

○ 補正予算の案件など、<u>工事(業務)価格の設計積算を令和2年3月期以前に</u> 行い、入札公告又は指名通知が令和2年4月1日以降となる案件については、 特に御注意ください。

11. 11.			
設計積算の時期 (適用単価期)	入札公告月	端数処理の単位	
		工事価格	調査基準価格等の算定の
		業務価格	基礎となる合計額
令和2年3月期以前	令和2年4月	千円単位(旧)	1万円単位(新)
		<u>1万円単位(新)</u>	
		※建築設計等委託料算定基準による業務価格のみ	
令和2年4月期以降	令和2年5月	1万円単位(新)	